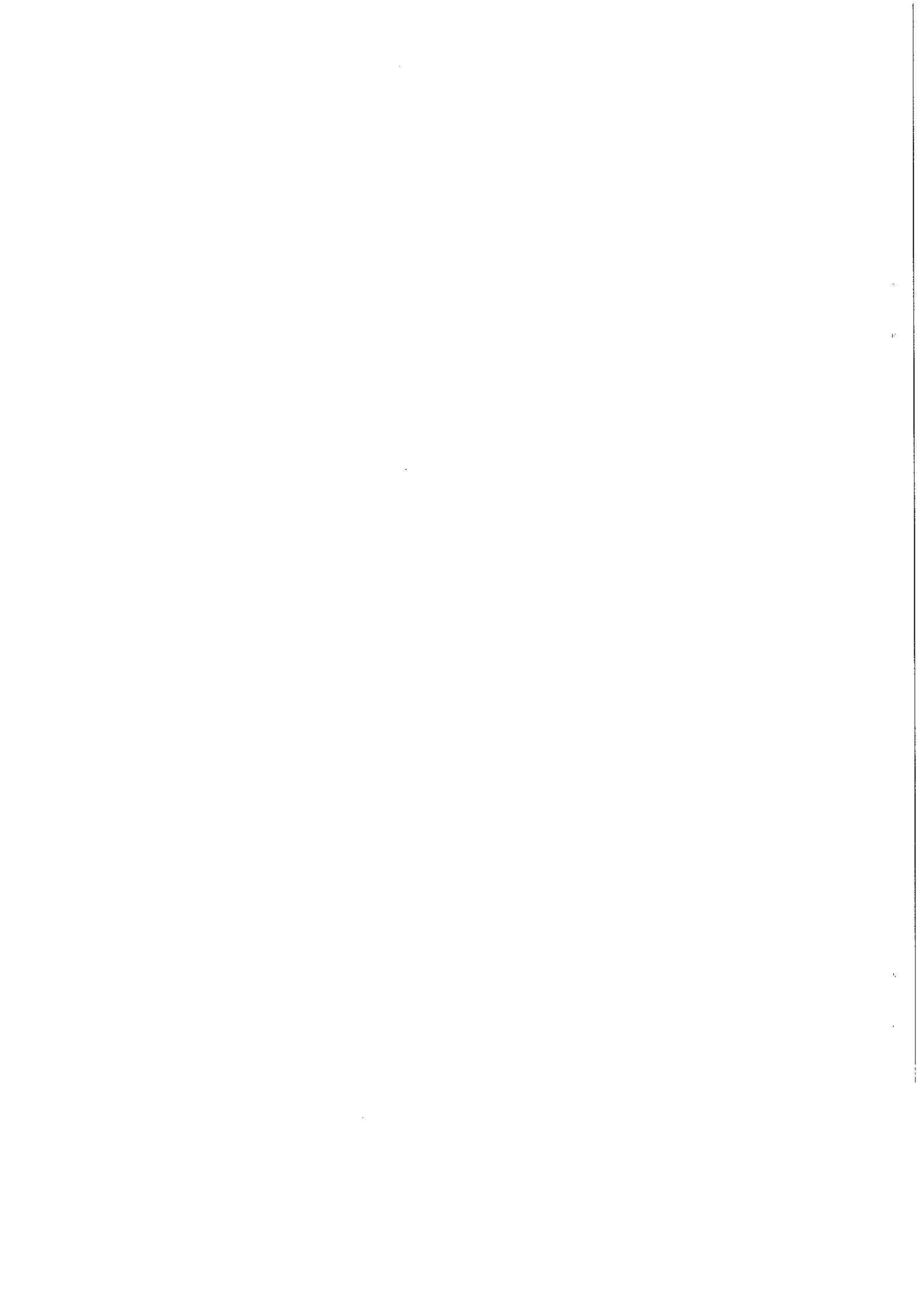


平成 28 年 6 月 14 日開会

市議会定例会提案説明

(議案第 48 号～議案第 68 号)

(報告第 6 号～報告第 17 号)



本日は、第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定例会の開会にあたり、提出いたしました諸案件の説明に先立ちまして、現在の市の情勢等について、申し述べたいと存じます。

まず、防災対策についてであります。

去る4月14日以降、熊本県から大分県にかけて相次いで発生しました「平成28年熊本地震」によって、熊本県をはじめとする九州地方で、甚大な被害が発生しましたことに、心からお見舞いを申し上げます。

被災された方々のご苦勞とご心痛をお察し申し上げますとともに、不幸にもお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

そして、被災地の一日も早い復旧、復興を願うものであります。

本市の対応といたしましては、4月18日に、支援物資として、ペットボトル飲料水2400本とアルファ化米3000食分を熊本市などの被災地に提供をさせていただいたところであります。

また、被害の大きかった熊本県と大分県へ、復興支援のための見舞金として、それぞれ50万円をお送りいたしました。

人的な支援といたしましては、建築物や宅地の危険度判定のために職員を5名、廃棄物の収集運搬支援のために2名を派遣いたしました。

4月18日からは、義援金受付窓口を福祉総務課に設置するとともに、市役所本庁舎をはじめとする主な公共施設の窓口に募金箱を設置し、市民の皆様にご協力をお願いしているところでございます。

また、市議会におかれましても、ご支援の取り組みをいただき、深く敬意を表するところであります。

今も余震が続く被災地では、全国各地から支援の手が差し伸べられておりますが、多くの住民の方々が避難を余儀なくされておられるなど、復興には、まだまださまざまな支援が必要とされており、長期間を要するものと思われまます。

今後も、関係機関などから被災地の状況の情報収集に努め、被災された方々に対して、私たちにできることは何かをきちんと把握し、適切な支援を検討し、対応してまいります。

本市におきましては、近い将来、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されております。今回の地震では、あらためて大地震の脅威を認識するとともに、自然

災害への備えと防災対策の重要性をより一層強く感じているところであります。

今年度の防災関連事業といたしましては、災害情報の収集・伝達手段として効果的なデジタル同報系防災行政無線の整備工事に順次着手してまいります。

また、洪水災害時に、市民の皆様が安全かつ迅速に避難していただけるよう、洪水避難計画の策定をいたします。

今後も、市民の皆様の命や暮らしを守るため、大規模災害発生時に備えた防災活動拠点施設の整備など、防災体制の充実強化を図るとともに、防災・減災への対応や危機管理を徹底し、万全を期してまいります。

次に、伊勢志摩サミット、ジュニアサミットについてであります。

まず、「伊勢志摩サミット」につきましては、G7各国首脳を三重県にお迎えした中で、県民をはじめ、多くの皆様のご支援とご協力により、大きな成果とともに、無事に閉幕されました。

「伊勢志摩サミット」では、桑名産ハマグリが首脳会食で用いられたほか、配偶者プログラムにおいては、特定非営利活動法人はあぶ工房 Together のシフォンケーキを召し上がっていただき、三重情報館では桑名の千羽鶴やお酒の展示など、本市の食と文化をアピールできました。

また、「ジュニアサミット」につきましては、昨年10月の開催決定以降、「ジュニアサミット桑名市民会議」を立ち上げ、多くの団体の皆様にも参加していただき、おもてなしをすることができました。皆様のご協力で、滞りなく終えることができましたことを深く感謝申し上げます。

成果文書としてまとめ上げられた「桑名ジュニア・コミュニケ」には、市内での視察も活かされていると感じましたし、このコミュニケの名称に“桑名”の文字を入れていただいたことも名誉なことと思っております。

また、多くの企業や市民の皆様からご寄付をいただくなど、さまざまな機会を通して、多大なるご支援とご協力をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

おかげさまで、無事、成功裡に終えることができ、桑名に新たな歴史が刻まれることになったと感じております。

ジュニアサミットや伊勢志摩サミット開催を一過性のものとせず、その効果をいかに持続させていくか、これからの取り組みが重要であると考えております。

今回のジュニアサミットを大きな契機として未来に活かしていくため、今後の本市の活性化につなげるポストジュニアサミットの展開をしてまいります。

まず、ジュニアサミット開催の経験と実績を活かし、市内への観光誘客や物産の販路拡大につながるよう、国内に、また世界に向けて、桑名の強みである歴史、文化、食、自然を重点に、桑名の存在感を示せるよう、広く情報発信を続けることが重要であります。

そのうえで、今後の具体的な取り組みといたしまして、「桑名ジュニア・コミュニケ」に盛り込まれた事項の中で実行できることについては、開催市として率先して実行し、次世代につなぐまちづくりに努めていきたいと考えております。

また、世界各国の学生と市内外の高校生が、一つのテーブルを囲んで意見交換をしたことは、相互に多様性の理解が進み、非常に有意義であったと感じております。将来のグローバルな人材を育てていくために、そうした機会を継続的に持てるような国際交流事業について検討してまいります。

さらに、国の地方創生加速化交付金を活用して、新たな観光需要を掘り起こすための調査・分析を行い、関係機関とも連携しながら、魅力ある桑名の観光資源を活用した交流の拡大を図り、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

そして、それらを今後のまちづくりに活かして、「観光したい」「住みたい」「桑名産のものを食べたい」というように「選ばれるまち」になるよう、桑名のブランド力を高めていきたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

次に、景気の動向についてであります。

内閣府が5月に公表しました1月から3月期の国内総生産の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質GDPは、前期に比べ0.4%、年率換算で1.7%増となり、2四半期ぶりでプラス成長となっております。

また、5月の月例経済報告では、景気の判断基調を「景気は、緩やかな回復基調が続いている。また、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある」としております。

そうした中、安倍首相は、今年1日に「内需を腰折れさせかねない」として、来年4月の消費税率10%への引き上げを、2019年10月まで2年半延期する意向を表明されました。

消費税率引き上げが延期されましても、社会保障の充実など、地方が必要とする財源はしっかり確保していただきたいと考えております。

国内外を取り巻く環境が変化する中、本市におきましては、喫緊の課題であります

厳しい財政状況の健全化に向けて、次の世代に責任ある財政の視点で、限られた財源を有効に活用した行財政運営に努めてまいります。

最後に、参議院議員通常選挙についてであります。

7月10日を投票日として実施される今回の参議院議員選挙は、公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上になった初めての選挙になります。

本市においては、新たに加わる18歳、19歳の有権者数は約3,000人で、全有権者数の約2%にあたります。

最近の各種選挙における投票率の低下が問題となる中、特に若年層の投票率が全体よりも低い傾向にあり、若者の政治離れが大きな課題となっております。将来を担う若い世代に、政治への関心を持ってもらうことは、とても重要なことです。

そうしたことから、10代の若者が選挙をより身近に感じ、政治への関心を持つ若者が増える良い機会となるよう、関係機関とも連携を図りながら、今後も周知啓発に努めてまいります。

それでは、今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次、ご説明申し上げます。

議案第48号乃至議案第53号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

まず、議案第48号「平成27年度一般会計補正予算（第9号）」でございますが、歳入から申し上げますと、地方交付税をはじめとして、毎年、年度末の3月に交付される株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税など、各種交付金の項目に関して整理をいたしましたほか、国土交通省の施行する国営木曾三川公園七里の渡し地区整備事業の進捗に伴い、年度末に三之丸公園の一部を売却しましたことから、これに伴う土地売り払い収入を計上いたしました。

一方、歳出では、今回の歳入の増に伴い、財政調整基金からの繰入をゼロにしてもなお、歳入が超過しますことから、超過分を減債基金に積み立てをし、歳入歳出の均衡を図る専決処分を行ったものです。

次に、議案第49号「平成28年度一般会計補正予算（第1号）」でございますが、三重海区漁業調整委員会委員の欠員に伴い、6月6日に告示の日程で補欠選挙が執行されることとなりましたので、専決処分により必要な経費の予算措置を行ったものです。

次に、議案第 50 号「桑名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、4月1日施行の桑名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の改正のため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、改正規定の適用の経過措置の基準の見直しのため、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 51 号「桑名市市税条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、固定資産税の特例措置の課税標準等の軽減の程度を条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置の項目の追加など、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 52 号「桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市税条例と同様に、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、固定資産税と同様に都市計画税の特例措置の課税標準等の軽減の程度を条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置の項目の追加など、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 53 号「桑名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法施行令の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得基準の引き上げのため、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 54 号「平成 28 年度一般会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明申し上げます。

まず、総務費では、三重県文化振興事業団からの助成を受け、男女共同参画推進事業として、働く女性の仲間づくり事業を実施しますほか、例年 4 月頃に内示が出されます、自治総合センターの宝くじ助成事業としまして、今年度は、西福永自治会の石取祭に関する整備、宮通自治会の街路防犯灯の LED 化及び石取祭の装飾品の整備、陽だまりの丘夏祭り 2016 開催のための備品整備などに助成をしております。

また、国が推進します社会保障・税番号システムの構築に向けて、個人番号カードの交付を進めるための事務費を計上しましたほか、今回の熊本地震に伴い、被災建築物応急危険度判定士をはじめ、各種支援に対する職員派遣に要します旅費を計上いたしました。

民生費では、国及び県の補助を受け、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護施設の整備のほか、介護ロボット等の導入経費の助成をいたします。また、自治総合センターの助成を受け、地域支え合い体制づくりに向けたワークショップ等の開催経費を計上いたしました。

このほか、長島北部地区における新規の学童保育所の開設及び大成地区における利用者の増加に対応するため、地域に二つ目となる学童保育所を開設する経費のほか、市内の学童保育所及び私立保育園のICT化の推進を図るための助成費用を計上いたしました。

衛生費では、言語聴覚士及び保健師の産休、育休の取得に伴う臨時的任用職員を補充するための費用を計上いたしました。

√ 農林水産業費では、当初予算で国の内示が得られませんでした、野代地区の基盤整備促進事業につきまして、国からの内示がありましたことから、排水路を整備する費用を計上しましたほか、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対し支援し、水産業の再生及び漁村の活性化を図るための地域協議会への負担金を計上いたしました。

教育費では、ジュニアサミット開催記念事業として、宇宙航空研究開発機構に所属する油井亀美也宇宙飛行士を招き、5か月に亘る宇宙活動のミッション報告会を実施する費用を計上しますほか、昨年度に引き続き多度地区において、小中一貫教育に関する調査・研究を行う費用を計上いたしました。

このほか、平成24年度から26年度にかけて実施してまいりました学校防災・防災教育推進事業につきまして、防災に防犯・交通安全を加えた実践的な総合安全教育プログラムを研究するための費用を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金、県支出金及び諸収入並びに市債につきましては、歳出事業に対する内示の状況等に応じて所要の額を補正いたしました。また、繰入金につきましては、この補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金の繰入額を整理いたしました。

次に、議案第55号「平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、職員の産休・育休の取得に伴い、臨時的任用職員の賃金などを計上いたしました。

√ 次に、議案第56号「平成28年度水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、平成27年度に計上しました遊休地の売却に伴う予算措置として改めて平成28年度に計上いたしましたほか、債務負担行為の限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第57号「桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正」につきましては、公職選挙法施行令の一部改正による国会議員の選挙公営の限度額見直しに伴い、桑名市議会議員及び桑名市長の選挙の公営費を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号「桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正」につきましては、障害者等日常生活用具給付、重度障害者自動車燃料費助成等に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号を利用するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号「桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号「桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士配置について、特例的運用が可能となったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号「桑名市学童保育所条例の一部改正」につきましては、大山田南学童保育所の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号「桑名市再資源化推進施設条例の一部改正」につきましては、再資源化推進施設のたい肥舎を解体したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号「桑名市道路占用料徴収条例の一部改正」につきましては、電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号「桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号「土地の処分」につきましては、旧多度町営野球場跡地を一般競争入札の落札者に売却するものであります。

次に、議案第66号「市道の認定」につきましては、東金井地区で、開発行為の完了

に伴い、1路線を新規認定するものであります。

次に、議案第67号「地方独立行政法人桑名市総合医療センター第2期中期目標の一部を変更すること」につきましては、新病院の開院予定時期が明確になったため、第2期中期目標について所要の変更を行うものであります。

次に、議案第68号「地方独立行政法人桑名市総合医療センター第2期中期計画の一部変更の認可をすること」につきましては、新病院の開院予定時期が明確になり、桑名市総合医療センターにおいて、第2期中期計画について所要の変更が行われたため、その認可をするものであります。

以上、上程の各案件につきまして大要をご説明申し上げます。
よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報告12件について、ご説明申し上げます。

まず、報告第6号「平成27年度一般会計継続費繰越計算書」につきましては、大山田東小学校の校舎増築に伴う設計業務について、学校教育現場の意見を反映するために協議を重ねる期間を要することから、繰り越すものでございます。

次に、報告第7号「平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、国の地方創生加速化交付金を財源として、先の3月定例会で平成27年度一般会計補正予算（第8号）として計上いたしました、国際観光まちづくり推進事業費及び桑名竹取プロジェクト推進事業費の2事業を繰り越しますほか、社会保障・税番号システムの構築に伴う整備費及び特別会計への繰出金5事業など、合計16事業を繰り越すものであります。いずれも、次年度でその完成、完了を図るべく繰越明許費を設定したものであります。

次に、報告第8号「平成27年度国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書」乃至報告第10号「平成27年度後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、いずれも各特別会計における社会保障・税番号制度のシステム構築に伴う整備費を繰り越すものであり、いずれも次年度でその完了を図るべく繰越明許費を設定したものであります。

次に、報告第11号「平成27年度水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、桑名長島連絡管詳細設計業務、送水管他布設替測量設計業務にかかる負担金及び配水管布設替工事において、関連工事及び関係機関との調整に日数を要したことから、それぞれ地方公営企業法第26条の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第12号「平成27年度下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、社会資本整備総合交付金事業及び管渠補助関連単独事業において、関係機関との調整に日数を要したことから、それぞれ地方公営企業法第26条の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第13号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類の提出」につきましては、桑名市総合医療センターの平成28年度の事業計画に関するものであります。

主な内容を申し上げますと、地域の医療機関からの紹介患者及び救急搬送患者の積極的な受け入れを継続するほか、救急科専門医を配置し、救急医療の充実を図ること、また、地域における周産期医療の拠点として、高度医療及び新生児医療の提供体制づくりを引き続き進めることが示されております。

また、地域医療連携の推進につきましては、地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担と連携を強化するとともに、医療から介護・福祉への切れ目のないサービスを提供できる体制の整備を進めること、また、在宅患者の急変時には受入れるよう努めるなど急性期病院として在宅医療の支援を行うことが計画されています。

法人の運営管理体制といたしましては、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、評価委員会による業務実績の評価及びそれを踏まえた業務運営の改善指摘に基づき、継続的な改善のもとでの業務運営を実施するとされております。

次に、報告第14号及び第15号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている、損害賠償について専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

次に、報告第16号「議決事件に該当しない契約」につきましては、桑名市総合医療センター医療機器等設置建築工事について、契約を締結いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第17号「議決事件に該当しない契約」につきましては、桑名市総合医療センター医療機器等設置機械設備工事について、契約を締結いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

